

答申第320号  
令和3年12月10日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 濱口弘太郎



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和3年12月3日付け岐阜市子支第607号で諮詢のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 事案の概要

国において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の支援を目的として、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）（以下「給付金」という。）を支給することとされたため、本市は、給付金の支給の実施主体として、0歳から高校3年生までの子どもがいる世帯（児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除く。）に対し、給付金の支給を行うこととなった。

については、給付金の支給に係る案内及び申請書の送付等の事務を実施するため、条例第10条第2項第5号の規定により、子ども未来部子ども支援課が保有する児童手当受給資格者台帳の情報及び市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

#### 2 給付金の支給対象者

給付金の支給対象者 次の(1)から(3)までに掲げる者

- (1) 令和3年9月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の受給者（同法附則第2条第1項の規定による給付（所得制限世帯の特例給付）の受給者を除く。以下「児童手当受給者」という。）
- (2) 令和3年9月30日（以下「基準日」という。）時点で高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した者）の児童を養育している者であって、児童手当受給者に相当する者及びそれに準ずる者（施設設置者等を含む。）
- (3) 基準日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した新生児に係る児童手当受給者

### 3 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

- (1) 給付金の支給申請が不要である者（2(1)及び(3)に該当する者） 案内の送付等のため次の保有個人情報を利用する。

子ども支援課が保有する児童手当受給資格者台帳の情報のうち、児童手当の受給資格者の氏名、住所、郵便番号、電話番号、家族構成（児童手当の対象の児童の氏名を含む。）

- (2) 給付金の支給申請が必要である者（2(2)に該当する者） 申請の勧奨を行うため次の保有個人情報を利用する。

住民基本台帳の情報のうち、2(2)の高校生等に該当する者の氏名、生年月日、住所、郵便番号、家族構成（給付金の対象の高校生等の保護者名を含む。）

### 4 意見

適当なものと認める。